

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	『狭衣物語』（巻四）の本文分析・二つ：活字校訂本の本文解釈と本文理解の再検討
Author(s)	小林, 理正
Citation	国文学攷, 253 : 31 - 42
Issue Date	2022-12-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00054549
Right	本誌に掲載された論文等の著作権は、著者に帰属します。
Relation	



『狭衣物語』(巻四)の本文分析・二つ

——活字校訂本の本文解釈と本文理解の再検討——

小林 理 正

一 はじめに

昨今の『狭衣物語』研究に目をやると、内容分析が行われるばかりで、本文読解や本文吟味という基礎的研究が軽視されている観がある。¹⁾ 研究史上、十全な本文解釈が既に得られているとすれば、引用や受容などに注目した論稿が盛んに発表される現状にも納得がいく。しかしながら、『狭衣物語』本文が正確に読み解かれ、精確に理解されているとは、いまだ言えない状況にある。たとえば巻一の天稚御子降下条は、その本文解釈や理解がおびただしい異文ゆえに明確でない。内容分析による研究成果が積み重ねられていくこと、それ自体を否定するつもりはないが、そうした研究を行う以前に、まずは依拠本文を正確に読み解く必要があるのではないか。

如上の問題意識のもと、本稿では疑問が残る箇所・二つを取りあげ、従前の本文読解および本文理解の再検討を試みる。『狭衣物語』

本文が如何に充分な批判に晒されることなく、読み解かれてきたか、その一端を検証することで、今日の『狭衣物語』研究における本文解釈と本文理解の現状およびその問題点を明らかにするのが本稿の目的である。

二 「袖をえ引はなちたまはぬ」の通行する解釈とその吟味

巻四之上。出家の途につかんとする狭衣を父・堀川大殿が引き留める場面。承応版本に拠って本文を示すと、次のようになる。なお検討の都合上、引用本文へは句読を切る、清濁を区別する、鉤括弧をつけるなどの措置を施すが、振仮名や傍書の類いは省略した。特記しないかぎり、表記は原本のものを尊重した。

【資料一】承応版本・巻四之上・四丁ウ〜五丁ウ²⁾

「女あんの御心地ことにもおはしまさずうけ給はりしかば、と

きはと申す所にねんごろにかたらひ侍るべきあまのわづらふよ
うけたまはりし、とぶらひ侍らんとてけさまかり出るを、も
しいかなるかたざまにきこしめしたるにか。何事によりてか、
たちまちにさまでは思ひ給へならん」とつれなう聞え給ふも、
いとつらく心うくて、**袖をえ引はなちたまはぬ**を、かつは、「い
でや、むげに後の世もかへりみず、つれなき心の程と見給ふら
んかし。浄蔵・浄眼の往反遊行し給ひけんを見給ひてよりこそ、
妙莊嚴王もこゝろきよ三まいどもをつとめ給ひて、花徳菩薩
とも成給ひけれ。まことにかゝるつめでに我や先なりなまし。
かばかりにおもひたち給ひにければ、つゐにはえさまたげ聞え
じ」などはおぼしなりぬれど、例ならぬかりさうぞくにやつれ
たまひて、いかにぞや思ひみだれ給へる御さまの、ほのかなる
空の光にゆゝしくみえ給ふを、「あさましき四方のあらしにた
ぐへ、こげの衣にやつし聞えては、さらに皆成仏道にも心きよ
からずや」とうちまもり給ふも、「なを、げに劫濁乱時諸佛方
便もかひなくありけるかな」と返へもかなしくもはづかしく
もおぼししられけり。

堀川大殿に引き留められた狭衣は、早朝、邸を立出する理由を「つ
れなう聞え給ふ」。こうした狭衣の対応を堀川大殿はつらく情けな
く思つて、「袖をえ引はなちたまはぬ」のであつた。注意すべきは、
この「袖をえ引はなちたまはぬ」が具体的に如何なる動作であるか、

である。本節では、通行する現代語訳・注釈書の見解を整理・検証
していくことで、当該本文の解釈をめぐる疑問の解消を試みる。な
お、承応版本「袖」には異本注記「もい」がつく。いずれの
場合であっても、堀川大殿の動作であることに違いはなく、解釈上
の不審が生じないことから、今回当該異文注記は問題としない。
注釈史上、「袖をえ引はなちたまはぬ」の解釈は現在までに三と
おり存在する。

【資料二】

○ 大殿はその隠し立てが恨めしくて、なほも涙にかきくられる。

〔『全譯』下・一二二頁〕

○ つれなう聞こえたまふもいと つらく心憂くて、袖をえひき放
ちたまはぬを〔『集成』下・一九二頁・【傍注】〕
何気なく申されるのだが又面白はそれがまた ひじみめしげく思われて 涙をおとせば
になれぬが

【資料三】

○ (前略)「袖はえ引き放ちたまはぬ」は、大殿が(涙を拭くため
に顔から)袖を引き離しなさらぬこと。「袖はえ引き放ちた
まはぬ」は、他本には「袖をもえ引き放ちたまはぬ」などとあ
ることから、大殿が狭衣の袖を引き離さないとする説もあるが、
ここでは従わない。(大殿は、狭衣のせしらぬ風の言い訳は)
たいそう思いやりがなく情けなくて、(涙が流れる顔から)袖
を引き離しなさらぬのだが」の意。(『全註釈』Ⅷ・五二頁・

【語釈】

【資料四】

○ そう何気ない調子で、知らぬふりをしてる狭衣が、かえって父には薄情のように思えるから、捉えたままの袖を離す気にもならない。(『国民文学』・二九六頁)

○ そしらぬ風で申し上げなさるのも、大臣は息子が実のことを言わないで水くさいと情けなくて、大将の袖を捉えてお離しにならないのだが、(『新全集』②・二二一～二二二頁)

このほかに『有朋堂』・『大系』・『全書』もあるが、これらは「袖をえ引はなちたまはぬ」を訳出しない。それゆえ、当該本文をどのように読み解いていたのかは未詳である。以下、具体的に通行する解釈を検証していく。

【資料二】は、堀川大殿が顔から袖を離せないとする動作を重視し、涙を流す表現として読み解いている。たとえば『源氏物語』(葵巻)の葵上亡き後、左大臣邸を源氏が去る場面、大宮が涙を拭い隠す様子を「袖もえひきはなちたまはず」と表現している。こうした表現例の存在を思えば、「袖をえ引はなちたまはぬ」を涙を流す表現として読み解くことは可能であろう。しかし、「袖をえ引はなちたまはぬ」には「を」が下接している。この「を」は接続助詞で、逆接の確定条件で用いられていること、文脈および叙述から明らかである。仮に涙を流す表現と解釈する場合、後続する「浄蔵・浄眼の往反遊行し給ひけんを見給ひてよりこそ、妙莊嚴王もこゝろきよ

き三まいどもをつとめ給ひて、花徳菩薩とも成給ひけれ」とある、浄蔵・浄眼の二人が父・妙莊嚴王を仏道に帰依せしめた故事(『法華経』妙莊嚴王本事品 第二七)を踏まえた本文と、「まことにかゝるつゝに我や先なりなまし」が堀川大殿自身が狭衣より先に出家してしまおうかと躊躇う本文であること、これらとの関係を逆接で説明できなくなる。語法上、涙を流す表現とする解釈には従えない。

【資料三】は、堀川大殿が自身の袖を顔から離せないとする動作を「大殿が(涙を拭くために顔から)袖を引き離しなさないこと」と注し、最終的に「袖はえ引き放ちたまはぬを」を「涙が流れる顔から)袖を引き離しなさないのだが」と訳出する。だが、「袖は」とある本文を「袖を」と読み解くには無理がある。そのままの形態で本文が解釈困難であるのなら、いっそのこと「は」を「を」と校訂してしまえばよかつたのではないか。堀川大殿が自身の袖を顔から離せないとする理解を仮に認めるとしても、【資料二】同様、後続本文との関係を逆接で説明できない点に解釈上の不審が残る。したがって、この解釈も支持できない。

【資料四】は、堀川大殿が狭衣の袖を掴んで放せないと読み解くものである。「袖をえ引はなちたまはぬ」は狭衣の立を阻む堀川大殿の動作であったから、この解釈は文脈とも合致する。さらには、

狭衣の袖を放さない動作と、妙莊嚴王の故事を思ったり、自分自身
が狭衣に先立って出家してしまおうかと考えたりする堀川大殿の有
り様は逆接の関係にあるといえる。したがって、「袖をえ引はなち
たまはぬ」は「(堀川大殿が狭衣ノ)袖を放せない」と読み解くの
が文脈上、叙述上、妥当な解釈であると考えられる。

ここまで通行する現代語訳・注釈書の「袖をえ引はなちたまはぬ」
の解釈を一覧整理し、その検証を行ってきた。その結果、『国民文学』
および『新全集』の示した、堀川大殿が狭衣の袖を放せないとする
解釈が支持されるべき、問題のない本文理解であることが明らかに
なった。

昨今の『狭衣物語』研究では、活字校訂本に依拠することで行わ
れるきらいがある。この在り方じたいを否定するつもりはない。し
かし、従前の解釈の検証が不十分な場合、依拠テキストの理解の正
否を判断することはできない。こうした問題が潜在的に存在するこ
とに自覚的であればならぬだろう。詳細な語釈や注および現代
語訳を具備するからといって、その本文および解釈の再検討と検証
が不要になることはない。本文の問題がとかく言われるため、活字
校訂本への依拠がしばしばなされる『狭衣物語』研究であるが、せ
めて眼前の検討本文だけでも各自が責任をもって分析・吟味しなけ
ればならない。

三 「春宮にまいらせんとおほしつる人との御むす め共」の通行する解釈とその問題

前節では、通行する現代語訳・注釈書で理解が揺れている本文を
取りあげ、その解釈の検証を行った。本節では、本文理解にまつわ
る問題を検討する。

巻四之下。狭衣と女二宮の子(兵部卿宮)へ求婚者が後を絶たな
いことが語られる場面。承応版本と内閣文庫本の本文を対照する
形で掲げ、当該部を確認する。検討の都合上、本文は(A)〜(C)
の塊に分けたが、句読を切る、清濁を区別する、鉤括弧を付すなど
の措置は施さなかった。

【資料五】

承(A) 兵部卿宮は月日の過るまゝにうへの御かたちありさま
内(A) 兵部卿の宮月日のすくるまゝにうへの御かたちありさま

にたかひ聞えさせ給ふ所なくめてたくおはすれば (B) 春宮
まにたかひきこえさせ給所なうめてたうおはすれば (B) 春宮
にまいらせんとおほしつる人との御むすめ共かゝる御かたちあ
にまいらせんとおほしつる人との御むすめとも、かゝる御かた
りさまをよそにはいか、見奉らんとおほしなりつゝ内にもほの

ちをよそにはいかゝみたてまつらんとおほしなりつゝ内にもほ

めかし

申し縮ひ中にも(C)か

のめかし縮みこたちかんたちめあまた物し縮中にも(C)か

の吉野あまたたひいさめ給ひしま姫君の御よすかと成給ひし
のよしの川あまたたひいさめ給ひしまひめ君の御よすかとなり

宰相中将はこの比一の大納言にて春宮の大夫かけてものし給ひ
給へりさい相中将はこの比大納言にて春宮の大夫かけてそのもの

ける

(承応版本・巻四之下・三九丁オウウ)

し給

(内閣本・巻四・一〇七丁オウウ)

この場面の(B)には、後藤康文による本文批判が既にある。その
考究では、承応版本「内にもほのめかし申し給ふ中にも」とあるのは、
内閣文庫本のような本文が二つの「給」を基点とした目移り脱文に因つ
て損傷したゆえであるとされている。首肯すべき見解であるが、ここ
で問題とするのは、そこではない。「春宮にまいらせんとおほしつる
人との御むすめ共」の解釈および(B)部の本文理解である。

まずは「春宮にまいらせんとおほしつる人との御むすめ共」の箇
所を、通行する現代語訳・注釈書が如何に読み解いてきたか確認し、

その解釈史を整理する。

【資料六】

○ 東宮にわが娘をさしあげようと思つてみた人たちは『全譯』
下・二六八頁

○ そこで娘を皇太子のところに納れたいと思つている家々では
『国民文学』三四二頁

【資料七】

○ 「春宮に差しあげようとご希望になつていた方々のおぼしつる人々の御女ども御注を『集成』下・

三五二頁・【傍注】

○ 東宮に参内させようと思ひになる人々の娘たちも『新全集』
②・三八七頁

「人々の御むすめ共」における「の」の解釈が揺れている。『有朋堂』
『大系』・『全書』は「の」を訳出しないため、その理解は詳らかでない。
以下、解釈差に留意しつつ、【資料六】・【資料七】を検証する。

【資料六】『全譯』は「人々の」を「人たちは」と読み解いている
ことから、「の」を主格と理解しているようである。しかし、この
解釈では「春宮にまいらせんとおほしつる人との御むすめ共」とあ
るのを十分に説明できない。また、「春宮にまいらせん」の目的語
に「わが娘」を読み取るが、如上の解釈では「春宮にまいらせんと
おほしつる人との御むすめ共」の「御むすめ共」を読み解いたこと
にはならない。『国民文学』は「人々の」を「家々では」と解釈する。

しかしながら、ここにも『全譯』同様の問題が解消されずに残されている。解釈上の本文不審が解消されないかぎり、これら二書の解釈を認めることはできない。

【資料七】は、「の」を連体修飾格として判断している。「春宮にまいらせんとおほしつる人との御むすめ共」とだけあるならば、この理解も可能である。だが、これに従うとき、後文「(兵部卿宮ノ…稿者注)かゝる御かたちありさまをよそにはいか、見奉らんとおほしなりつゝ」の動作主が「御むすめ共」ということになる。表現史上、親ではなく、娘が自らの婚姻に関することへ積極的に関わると想定せねばならない解釈には疑問が残る。たとえば『源氏物語』(紅梅卷)には次のような一幕がある。

【資料八】保坂本源氏物語・紅梅卷・三三丁オウ⁹

(『新全集』⑤・紅梅・四一〜四二頁)

中君すがひて、あてになまめきてすみたるかたはまさりて、を
かしくをはすれば、たゞ人にはあたらしうみせまうくをはする
さまを、「兵部卿宮のさもおほしよらば」とおぼいたり。

“句宮が(中君ヲ)望まれたならば……”と思う按察大納言の姿が語られている。「おぼしたる」の動作主は按察大納言である。「中君」、つまり娘ではない。こうした表現例のあることを思えば、「御むすめ共」を「おほしなりつゝ」の動作主とする理解、すなわち「の」を連体修飾格とする解釈を是認することはできない¹⁰。

通行する現代語訳・注釈書の解釈の整理および検証から浮かびあがってきたのは、従前の「の」解釈が、いずれも問題を孕んでいることである。では、どのように読み解くのが妥当なのであろうか。

四 本文不審の整訂と「の」の解釈

ここでは「の」の解釈整訂を目標とし、それにかかる問題の検証を行う。「の」の解釈を明らかにするには、まず(B)の本文理解を定めておく必要がある。【資料五】(B)をそのまま読み解くと、狭衣に仄めかされた“何か”が明示されていないため、解釈上の不審が残る。たとえば『新全集』は、

東宮に参内させようとお思いにある人々の娘たちも、このよう
なすばらしいご容貌の兵部卿宮を、どうして他人として見もう
しあげようかというお気になりながら、狭衣帝にも兵部卿宮を
婿としたいとほめかしなざる親王達や上達部が、たくさんい
らっしゃる中にも(三三七頁)

と(B)を読み解く。語られていない「内にもほめかし」た“何か”を「兵部卿宮を婿としたい」ことだと判断し、これを補い読む。『新全集』本文の文脈から予測される“何か”は、兵部卿宮を婿に欲しい“か”兵部卿宮に娘を嫁がせたい“かの二とおりであろうから、この補読的を射ている。「原文に即して訳すことを原則としたが、独立した現代文として味わえるような訳出につとめた」(二〇頁)と

凡例にあるとおり、味読に耐える解釈を示した点を高く評価したい。

留目すべきは、校訂本文「春宮に参らせんとおぼいづる人々の御女どもも、かかる御容貌を、よそにはいかが見たてまつらんと思しなりつつ、内にもほのめかしたまふ親王達・上達部あまた物したまふ中にも」（三八七頁）のままで解釈困難であったからこそ『新全集』は「兵部卿宮を婿としたい」との意を補説したと拝察されることだ。本文解釈上、問題があると判断したのであれば、当然（B）の損傷を疑う必要があったのではないか。如上の問題意識のもと、諸本を検していくと、たとえば次に掲げる本文が不審解消を試みるうえで重要になってくるように思われる。引用本文へは句読を切る、清濁を区別する、鉤括弧をつけるなどの措置は施さなかった。

【資料九】為秀本・巻四・一四七丁ウ〜一四八丁オ¹¹

（A）兵下卿の宮月日すくるま、にうへの御かたちありさまに
たかひきこへさせ給へることなくめてたくをはすれば（B）我
も〜と春宮にまいらせむとおほしきつづる人〜の御む
すめともまつこの宮にたてまつらんとこのたひこそ二の
宮におされたてまつりたまひて坊にえみさせ給はずともか、
る御かたちありさまはいか、よそに見たてまつらんとおほしな
りてうちにもほのめかしたまふ人〜あまたものしたまふなかに
（C）かのよしのかわあまた、ひいさめたまひしいまひめ君
の御よすかとなりたまふりし宰相はこのころは一大納言にて春

宮の大夫かけてそをはしけるに（後略）

為秀本（B）は承応版本・内閣文庫本（B）と比べて分量が多い。「まつこの宮にたてまつらんとこのたひこそ二の宮におされたてまつりたまひて坊にえみさせ給はずとも」という一文を有した形態で（B）を読み解くと、「我も〜と春宮にまいらせむとおほしきつづる人〜」は兵部卿宮に庄倒されて立坊できずとも、「この宮」つまり、東宮に娘を差しあげようと思っていたと分かる。為秀本の本文理解と『新全集』の解釈は同じでないが、「内にもほのめかし」た「何か」が語られているとする点は同様である。為秀本には（B）をめぐる問題が見出されないが、承応版本・内閣文庫本には解釈不審が存在する。承応版本・内閣文庫本のような形態の（B）は損傷していると判断するのが、ここまでの確認から見出される本文理解である。

この（B）の損傷は、二つの「とも」を基点とした目移り脱文によって説明できる。二つの「とも」を基点として本文を損傷させてみると、「我も〜と春宮にまいらせむとおほしきつづる人〜の御むすめともか、る御かたちありさまはいか、よそに見たてまつらんとおほしなりてうちにもほのめかしたまふ人〜あまたものしたまふなかに」となる。これは承応版本と内閣文庫本のそれと酷似する。解釈上の不審を残す承応版本・内閣文庫本（B）は本来の形態ではなく、為秀本などの本文形態が本来的であったのであろう。それゆえ、（B）欠失部は他本によって校訂する必要がある。

(B)の本文不審が脱文を淵源に持つ損傷ゆえであることを押さえたうえで、ここからは「春宮にまいらせんとおほしつる人」の御むすめ共」の「の」の解釈を検証したい。従来「の」は、主格あるいは連体修飾格で読み解かれてきた。しかし、如上の解釈が支持できないことは、既に述べたとおりである。主格でも、連体修飾格でも読み解けないとなると、同格で解釈する可能性を模索し、この試解を検証する必要があるであらう。

いま内閣文庫本に拠って、「の」同格説を精査する。欠失を補ったうえで、内閣文庫本(B)の大略を述べると、それまで春宮のもとへ娘を嫁がせようと考えていた人々は当初の予定を変更して兵部卿宮へ娘を嫁がせたい旨を「内にもほのめか」している。内閣文庫本をみるかぎり、狭衣に「何か」を仄めかしたのは「みこたちかんたちめ」であることは明らかである。ここで重要なのは、「春宮にまいらせんとおほしつる人」と「みこたちかんたちめ」が文脈上、同格の関係にあると判断されることだ。同格と判断される場合、「内にもほのめかし給みこたちかんたちめ」とあるのではなく、「内にもほのめかし給」とあって欲しいが、内閣文庫本はそうようになっていない。それゆえ、疑問に思われることであらう。しかしながら、たとえば宇和島伊達文化保存会本には「とうくうにまいらせんとおほしつる人」の御むすめとも」とありながら、「うちにもほのめかし給あまた物し給なかにも」とある。また、たとえば九条家旧蔵本

には「春宮にま入せんとおほしかしつきたる人、の御女ども」とありながら、「うちにもほのめかし給ふ人、」(二二頁)とある。こうした事例に鑑みると、「春宮にまいらせんとおほしつる人」と、「内にもほのめかしたまふ」存在が同格の関係にあると判断できる。しかも、この理解に拠れば、先述した疑問が問題にならないのである。したがって、「の」は同格と読み解くのが穏当な解釈であると考えられる。

五 従前の本文理解の問題点

ところで、三谷榮一系統論¹⁵⁾に拠ると、【資料五】・【資料九】の本文は承応版本・内閣文庫本・為秀本が互いに性格を異にとされている。具体的に記せば、承応版本は「流布本独得の改作」がなされた箇所とされ、内閣文庫本は「第一系統」、為秀本は「第二系統」と認定されている。また中田剛直諸本論¹⁶⁾では、承応版本が「第一類第二種E」、内閣文庫本が「第一類第二種A」、為秀本が「第二類」として系譜上に位置づけられ、互いに素姓の異なる伝本とされている。こうした系統論・諸本論に拠るためか、承応版本・内閣文庫本(B)の欠失は為秀本等の他本に拠って校訂されることがこれまで無かった。

しかしながら、三本の本文を比較するかぎり、この場面は(B)の脱文を除いて承応版本・内閣文庫本・為秀本は同根と判断できるほどに近似しており、「系統」を異にするとまでは言えない本文状況にある。大きな異なりである本文の欠失でさえも目移り脱文に因

る損傷の蓋然性が高く、違いの生じた要因が「系統」の異なりに起因しない。このように各伝本の本文が整理され、互いに関連づけられるとき、承応版本・内閣文庫本は為秀本のごとき(B)本文を有している伝本に拠る校訂が可能となる。

個別的な本文吟味から見出される本文読解や本文理解と、「系統」という巻全体にかかる術語から予測される本文理解は必ずしも一致するわけではない。それゆえ、「系統」に固執せず、本文の実態を分析してさえいば、承応版本・内閣文庫本の本文は校訂できたのである。にもかかわらず、承応版本・内閣文庫本(B)が校訂されなかったのは、「系統」に拠る本文理解と、実際の本文理解の異なりに充分な気配りがなされず、既存の系統論・諸本論に盲従した本文理解を是としたがゆえであったと推察される。

【資料五と資料九】に見出されるような本文の問題は『狭衣物語』のみならず、平安文学に数多く存在すると予測される。眼前の本文の性格は、既存の系統論への安易な依拠で判断するのではなく、各人の個別的な本文吟味からも決する必要がある。

六 おわりに

昨今の『狭衣物語』研究は、通行する注釈書の校訂本文に依拠する、つまり本文吟味を他者に委ねたうえで、内容分析を行うものばかりである。それゆえに、本文読解および本文理解の可能性が閉ざ

されてきた観がある。こうした研究状況を問題視するべく、本稿では本文読解および本文理解に疑問が残る箇所・二つを取りあげ、その是非を検証してきた。新たな分析手法を用いたわけでも、新出資料に拠ったわけでもなく、あくまでも語法の精査、表現史の確認、諸本との比較という基礎的な検証作業をつうじて解釈整訂をこまで行ってきた。いままお処理しきれずに問題が残る箇所もある。検討結果の是非は諸賢のご批評を乞うばかりだが、『狭衣物語』本文が充分に読み解かれず、吟味されずにいるのか、その実状の一端は少なくとも明らかにできたであろう。

無数にある『狭衣物語』本文を注意深く解釈していくことが、今後、新たな『狭衣物語』研究の地平をひらく手立てになると思われる^①。だからこそ、本文読解・本文吟味という基礎的な手続きを他者に任せる、通行する注釈書への安易な依拠は孕む潜在的なリスクに自覚的でなければならぬ。

【注】

(1) たとえば有馬義貴『狭衣物語』——研究の現在と展望——付、二〇〇〇年以降の研究文献目録(後藤康文・倉田実・久下裕利編『知の遺産 狭衣物語の新世界』武威野書院、平成三二年二月)をみると、近年刊行された読解研究や本文分析に関する論稿はごく僅かだが、その一方で、内容分析や引用・受容といったキーワードで論じられたものが数多くあることに気がつく。本文を論じる考究は優先順位が低く、興味・関心の惹かれるものではない、ということなのであろうか。

(2) 本文は、三谷榮一『平安朝物語板本叢書2 狭衣物語 下』(有精堂、昭和六一年)に拠る。本稿で承応版本(巻四)の本文を引用する場合、すべて同書に拠る。

(3) 本稿で参看した現代語訳および注釈書は、以下のとおりである。本稿における略称に続けて書名を記す。

『有朋堂』—『有朋堂文庫』(有朋堂書店、大正一〇年)、『全譯』—吉澤義則『全譯王朝文学叢書 狭衣物語下』(全譯王朝文学叢書刊行会、大正一三年)、『国民文学』—『日本国民文学全集5 王朝物語集1』(中村真一郎訳(河出書房、昭和三年)、『大系』—三谷榮一・關根慶子『日本古典文学大系 狭衣物語』(岩波書店、昭和四三年第三刷)、『全書』—松村博司・石川徹『日本古典全書 狭衣物語下』(朝日新聞社、昭和四二年)、『集成』—鈴木一雄『新潮日本古典集成 狭衣物語下』(新潮社、昭和六一年)、『新全集』—小町谷照彦・後藤祥子『新編日本古典文学全集 狭衣物語2』(小学館、平成一三年)、『全註釈』—狭衣物語研究会編『狭衣物語全註釈Ⅷ 巻四(上)』(おうふう、平成二六年)。なお『全註釈』は巻四之中以降、刊行途絶。

(4) ちなみに、『狭衣物語』の古注釈書(『狭衣下紐』『狭衣文談』『狭衣物語抄』『狭衣物語校注』)を確認したが、諸注いずれも「袖をえ引はなちたまはぬ」に注解を施しておらず、どのように解釈していたかは分からない。

なお、確認した古注釈書の出典は以下のとおり。『狭衣下紐』—三谷榮一『平安朝物語板本叢書2 狭衣物語(下)』(有精堂、昭和六一年)。なお、川崎佐知子『狭衣物語』(享受史論究)『思文閣出版、平成二二年』収録の翻刻に拠って諸本を確認している。『狭衣文談』—奥田勲『常磐松文庫蔵『狭衣文談』影印(四)』(実践女子大学文芸資料研究所年報)一七巻、平成一〇年。『狭衣物語抄』—前掲・川崎書に同じ。『狭衣物語校注』—ノールダム清心女子大学古典籍叢書刊行会編『狭衣物語校注 人』(福武書店、昭和五九年)。

(5) 葵巻の本文は以下のとおり(参考までに『新編日本古典文学全集』(小学館)の該当頁数を示しておく)。なお、ミセケチの施された本文は「土重取り消し線」にて表示した。

【参考】『御物本源氏物語』(各筆源氏)・葵巻・四九丁ウ

〔新全集〕②・六二頁

(前略)いとゞしくみやめもみえたまはずしつみて御かへりもきこへたまはず。おとゞぞやがてわたり給へる。いとたへがたけにおぼして、御ぞの袖もえひきはなちたまはず。みたてまつる人々もいとかなし。

本文は『東山御文庫蔵 源氏物語 葵』(日本古典文学会、昭和六一年)に拠る。

なお『狭衣物語』は平安後期成立と目されることから、その原作者は定家本でも、河内本でもない『源氏物語』を読んでいたと考えられる。それゆえ本稿では、別本群の『源氏物語』伝本に拠って本文を掲げる。諒とされたい。

(6) 為家本の「そては(えひきたなち給はぬを)(五丁才)の字母を示せば「曾天八」とある(吉田幸一『古典聚英 さころも(下) 為家本』古典文庫、昭和五八年)。それゆえに「を」との誤写が想定しづらい。だが、この本文形態は、伝写過程で親本が「を(遠/乎)」と「は(者/半)」を誤写、為家本が誤写本文を継承、書写時に字母を改めた結果と考えることもできる。眼前の本文にこだわり、「そては」とあるのを尊重しようとする姿勢は正しい。しかしだからといって、それが充分な本文吟味をしないでよい理由にはならない。

(7) 内閣文庫本の本文は、国文学研究資料館の紙焼き写真に拠る。

(8) 後藤康文『狭衣物語』本文の機械的脱漏について(同『狭衣物語論考』『本文・和歌・物語史』笠間書院、平成二三年。初出は平成二二年五月)。本文は、『保坂本源氏物語 影印 第九巻』(おうふう、平成八年)に拠る。

(9) 本文は、『保坂本源氏物語 影印 第九巻』(おうふう、平成八年)に拠る。

(10) ちなみに「御むすめ共(ニツイテハ)」と解釈すると、「の」を連体修飾格と判断することが出来る。ただしこの場合、やはり「御むすめ共は」という本文があつて欲しい。内閣文庫本「御むすめとも、は、本来「は者」とあつたのが「も(毛)」へと誤写され、度重なる書写の果てに、直上の「も」を承けて踊り字で記された結果であると考えられることもできようが、いまのところ「は」を有している伝本は管見に入らない。「の」を連体修飾格とする理解を認めるには、「は」とある伝本の出現を俟たねばならない。現状、「の」連体修飾格説の支持は難しい。

(11) 為秀本の本文は静嘉堂マイクロフィルム(雄松堂)に拠る。

参看伝本のすべてを掲げることには現実的でないことから、ここでは慈鎮本・為家本・為定本・為明本および宇和島本の五本で(B)の異同を示すことにした。寛恕を請うばかりである。なお承応版本・内閣文庫本が、本来いずれの形態であつたかは、現時点では明確に判断できない。この点は後考に俟ちたい。

【参考二】慈鎮本・巻四・二三二丁オウ

(A) 兵_β卿の宮月日するま、にうちの御かたちありさまにたかいきこゑさせ給ふ所なくめてたうおはすれば(B)こみやにまいらせんとおほしつる人_〱の御むすめ_〱まつこのみやにこそたてまつらめたとひはうにの給はんことはこのみやにおされたまつり給ふ_〱ともか、る御かたちよそにはいか、みたまてまつらんとおほしなりつ、うちにもほのめかし申給ふかむたちめあまたものし給中にも(C)かのよしのかはあまた、ひいさめ給ひいまひめぎみの御よすかとなり給えりしさいしやうの中将はこのころ一の大納言にてこみやの大殿かけ給ひてそ物し給ひし

【参考三】為家本・巻四・二六二丁ウ・二六二丁オ

(A) 兵_β卿宮月日にそへて上の御かたちにたかへきこゑさせ給はすめてたくをはすれば(B)とう宮へまいらせんとおほいたる御むす

め_〱ともまつこの宮にこそたてまつらめたとひは_〱にの給はん事は二の宮にをされ給_〱ともか、る御かたちをいかてかよそにみたまつりすなむとおほしなりつ、うちにもほのめかし給かんとあまたをはするなかにも(C)かのよしのかはあまたひいさめ給ひいまひめ君の御よすかとなり給ひまひめさい将中將のころ大納言にてとうくうの大夫かけてものし給

(一)は「□」(判読不能字)の上に重ね書き

【参考四】為定本・巻四・二二二丁オウ

(A) 兵_β卿の宮おとなひ給ま、にうへの御かたちありさまにたかひたまつらすめてたくおはすれば(B)春宮にまいらせんとおほしつる人_〱の御むすめ_〱たちまつこの宮にこそたてまつらめたとひはうにい給はん事二宮にをされたまつり給_〱ともか、る御かたちをよそにはいか、みなしたてまつらんと思なりてうちにもほのめかし給かんとあまた物し給なかにも(C)かのよしのかはたび_〱いさめ給ひいまひめ君の御よすかとなり給しさい将の中將はこのころ一の大納言にて春宮の大夫にてそ物し給

【参考五】為明本・巻四・三三四丁ウ・三三五丁オ

(A) かくてひやうふ卿の宮月日するま、にうゑの御かたのありさまにたかひきこゑさせ給ふ事なくめてたくおはすれば(B)春宮にまいらせんとおほしつる人_〱のむすめ_〱まつこの宮にこそたてまつらめたとひくらゐにのたまはん事二宮におされ給_〱ともか、る御かたちをいか、よそにはみたまてまつらんとおほしなりつ、内にもほのめかし申いでたまふ中にも(C)かのよしにはあまた日いさめ給ひいまひめ君の_{よなき}かなと成給へか_〱さい将の中將はこのころ一の大納言にて春宮のたいふかけてそのし給に

【参考六】宇和島伊達文化保存会本・巻四・二三八丁オウ

(A) ひやうふきやうの宮月日するま、にうへの御かたちありさま

にたかひきこへさせ給ところなくめてたうおはすれば(B)とくうにまいらせんとおほしつる人(の御むすめ)とまつこの宮にこそたてまつらめたとひはうにゑ給はん事はにの宮にをされ給ともかゝる御かたちをよそにはいか、みたてまつらんとおほしなりつ、うちにもほのめかし給あまた物し給なかにも、(C)かのよしのかは、あまた、ひいさめ給しいまひめきみの御よすかとなり給へりしさいしやうのちうしやうはこのころは一のたいなこんにてとうくうのたひふかけてそのし給ける

なお本文の出典は以下のとおり。本稿での略称に続けて、書名を示す(既)に本稿で示したものは記さなかった。慈鎮本『国文学研究資料館蔵の紙焼き写真(閲覧)。為定本―吉田幸一『古典聚英 狭衣物語 下 深川本』(古典文庫、昭和五七年)。為明本―吉田幸一『狭衣物語諸本集成』第一卷(笠間書院、平成五年)。宇和島本『国文学研究資料館蔵の紙焼き写真。』

(13) 本文は、三谷榮一『九条家旧蔵本 狭衣物語と研究(下)』(未刊国文学資料刊行会、昭和三八年)に拠る。

(14) 「春宮にまいらせんとおほしつる人」と「みこたちかんとちめ」が同格の関係にあるとする解釈は、次のような事例もあることから安易に否定できるものではない。

【参考七】 承応版本・巻一之上・二〇丁オ

むらさきの雲、たなびきわたると見ゆるに、びんづらゆひて、いひしらずおかしげなる(わらは)の、さうぞくうるはしくしたるかうばしきもの(ふとおりにくるま、に、「いとゆふか何ぞ」とみゆるうすき衣を中將君にうちかけて袖を引給ふに、(後略)

本文は、三谷榮一『平安朝物語板本叢書1 狭衣物語 上』(有精堂、昭和六一年)に拠る。

ちなみに、ここまでの検討を踏まえると、「みこかんとちめ」とあるのは「人々の」の「の」を同格で読み解いた読者でもあり、作者でもあっ

た享受者らによる賢しかな加筆ゆえとする想定もできる。注(12)掲出の慈鎮本や為家本、為定本は鎌倉写本であるが、これらが「かんとちめ」との本文を有していることから察するに、本文史上、相当早くに本文に異なりが生じたと推察される。

(15) 三谷榮一『九条家旧蔵本 狭衣物語の研究』(同『九条家旧蔵本 狭衣物語と研究(下)』(未刊国文学資料刊行会、昭和三八年)。

なお、三谷榮一『狭衣物語巻四における諸伝本の基礎的研究―三系統存在の確認について―』、同『狭衣物語巻四の後半における諸伝本と巻末における跋文の意義について―三系統存在から二系統へ―』(同『狭衣物語の研究』(伝本系統論編)笠間書院、平成一二年。初出は前者が昭和三七年三月、後者が昭和五九年三月)は、先の論稿より詳細に個別のな本文分析がなされている。参照されたい。

(16) 中田剛直『狭衣物語巻四伝本考』(『国文学論集(上智大学)』昭和四五年)。たとえば長谷川佳男「巻一、第一群と第三群の関係―構造的本文批評の試み―」+「付説 第三節に対する」批判へのささやかな回答(同『平安朝物語 本文の科学』笠間書院、令和二年。前者の初出は昭和六三年三月)は丹念な本文読解に基づく考究により従来説を超克、刷新してみせているし、片岡利博『異文の愉悅 狭衣物語本文研究』(笠間書院、平成二五年)に収録される、『狭衣物語』の本文分析論稿は、入念な本文読解から本文揺動の有り様を吟味し、検討箇所における諸本文の相互関係を整理している。

【附記】

宇和島伊達文化保存会には貴重書利用の許可をいただくなどの格別なるご高配を賜った。記して衷心より御礼申しあげる。

—こはやし・ただまき、奈良大学ほか非常勤講師—